

四半期報告書

(第92期第1四半期)

自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日

東洋建設株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
---------------	---

2 事業の内容	1
---------	---

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
-----------	---

2 経営上の重要な契約等	2
--------------	---

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
------------------------------	---

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
----------	--

(1) 株式の総数等	3
------------	---

(2) 新株予約権等の状況	6
---------------	---

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
-------------------------------	---

(4) ライツプランの内容	7
---------------	---

(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
---------------------	---

(6) 大株主の状況	7
------------	---

(7) 議決権の状況	8
------------	---

2 役員の状況	8
---------	---

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
-------------	--

(1) 四半期連結貸借対照表	10
----------------	----

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
------------------------------	----

四半期連結損益計算書	12
------------	----

四半期連結包括利益計算書	13
--------------	----

2 その他	17
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年8月9日
【四半期会計期間】 第92期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
【会社名】 東洋建設株式会社
【英訳名】 TOYO CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 毛利 茂樹
【本店の所在の場所】 大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
【電話番号】 06(6209)8711
【事務連絡者氏名】 大阪本店 総務部長 春口 喜与彦
【最寄りの連絡場所】 東京都江東区青海二丁目4番24号
【電話番号】 03(6361)5450
【事務連絡者氏名】 管理本部 総務部長 宮崎 敦
【縦覧に供する場所】 東洋建設株式会社 本社
（東京都江東区青海二丁目4番24号）
東洋建設株式会社 東関東支店
（千葉市中央区院内一丁目12番8号）
東洋建設株式会社 横浜支店
（横浜市中区山下町25番地15）
東洋建設株式会社 名古屋支店
（名古屋市中区錦一丁目17番13号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第1四半期連結 累計期間	第92期 第1四半期連結 累計期間	第91期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高（百万円）	25,667	19,246	122,113
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	703	△559	3,369
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失(△) (百万円)	321	△223	1,217
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	280	△298	1,269
純資産額（百万円）	21,084	21,368	22,079
総資産額（百万円）	86,947	79,544	98,768
1株当たり四半期(当期)純利益又 は四半期純損失(△) (円)	0.93	△0.63	3.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	0.80	—	3.02
自己資本比率 (%)	23.5	26.0	21.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載
していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 第91期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」
(企業会計基準第25号 平成22年6月30日) を適用し、遡及処理している。
4. 第92期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在する
ものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重
要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1)業績の概況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、一部に景気回復の兆しがみられたが、東日本大震災によるサプライチェーンの寸断から生産活動に大きな影響が生じ、電力供給の制約や原子力災害の長期化に加え、原油価格高騰など懸念すべき問題も多く、先行き不透明な状況で推移した。

建設業界においては、震災復旧・復興関連の事業に関し、仮復旧作業などは進められたものの、本格的な着手には至らず、一方では被災地域以外における公共工事の漸減や民間設備投資の先送りなどの影響から、厳しい環境下にある。

このような状況のなか、当社グループの業績は、受注高は496億円（前年同四半期比159.7%増）、売上高は192億円（前年同四半期比25.0%減）、営業損失3億円（前年同四半期 営業利益9億円）、経常損失5億円（前年同四半期 経常利益7億円）、四半期純損失は2億円（前年同四半期 四半期純利益3億円）となった。

セグメントの業績は次のとおりである。

(国内土木事業)

国内土木事業は、大型の陸上土木工事の受注などにより、受注高は216億円（前年同四半期比76.0%増）、売上高（完工工事高）は86億円（前年同四半期比44.2%減）、営業損失は3億円（前年同四半期 営業利益8億円）となった。

(国内建築事業)

国内建築事業は、東日本大震災後の民需縮小のなかではあったが、受注、売上共に前年同四半期以上を確保し、受注高は58億円（前年同四半期比1.0%増）、売上高（完工工事高）は78億円（前年同四半期比30.2%増）、営業損失は2億円（前年同四半期 営業損失7千万円）となった。

(海外建設事業)

海外建設事業は、当社初となるアフリカ（ケニア共和国）における港湾改修工事などが寄与し、受注高は218億円（前年同四半期 8億円）、売上高（完工工事高）は23億円（前年同四半期比31.3%減）、営業利益は2億円（前年同四半期 営業利益7千万円）となった。

(不動産事業)

不動産事業は、販売用不動産の売上などで、売上高は3億円（前年同四半期比49.6%減）、営業利益は8千万円（前年同四半期 営業利益6千万円）となった。

(その他事業)

その他事業は、損害保険代理店業などであり、売上高は3千万円（前年同四半期比7.8%減）、営業損失は6百万円（前年同四半期 営業損失4百万円）となった。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

(3)研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費は、68百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	570,000,000
優先株式	18,294,000
計	588,294,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数（株） (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	360,994,219	360,994,219	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
第二回優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	9,900,000	7,400,000	—	(注)
計	370,894,219	368,394,219	—	—

(注) 1. 第二回優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が増加するが、その修正の時期、修正の基準及び取得価額の下限は以下のとおりである。

修正の時期：平成21年4月1日から平成25年3月31日まで、毎年4月1日（転換価額修正日）

修正の基準：各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）

修正価額の下限：当初転換価額の70%

2. 第二回優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金の額

第二回優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第二回優先配当金」という。）の額は、平成18年3月31日に終了する事業年度までは無配とする。

平成18年4月1日から開始する事業年度以降は、第二回優先株式の発行価額（250円）に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率（以下「第二回優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第二回優先配当金の額は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が25円を超える場合は、第二回優先配当金の額は25円とする。

第二回優先配当年率は、平成18年4月1日以後、次回年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第二回優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物）+ 2.00%

第二回優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は平成19年4月1日およびそれ以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成18年4月1日および同年10月1日または各年率修正日およびその直後の10月1日（これらの日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「優先配当決定基準日」という。）の2時点において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会連合会によって公表される数値の平均値を指すものとし、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、当該平均値の算出に当っては、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

②非累積条項

ある事業年度において、第二回優先株式を有する株主（以下「第二回優先株主」という。）または第二回優先株式の登録質権者（以下「第二回優先登録質権者」という。）に対して支払われる1株当たり利益配当金の額が上記①に定める第二回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第二回優先株主または第二回優先登録質権者に対しては、第二回優先配当金を超えて配当は行わない。

(2)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第二回優先株主または第二回優先登録質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、第二回優先株式1株につき250円を支払う。第二回優先株主または第二回優先登録質権者に対しては、250円のほか残余財産の分配は行わない。

(3)買受けまたは消却

当社は、いつでも第二回優先株式を買い受け、または利益により消却することができる。

(4)普通株式への転換予約権

第二回優先株主は、下記に定める条件に従い、下記①に定める期間内に転換を請求することにより、1株につき下記④ないし⑥に定める転換価額により、第二回優先株式を当社普通株式に転換することができる。

①転換請求期間

平成20年4月1日より平成25年3月31日までとする。

②転換により発行する株式の内容

当社普通株式

③転換により発行すべき普通株式数

第二回優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{転換により発行} & & \text{第二回優先株主が転換請求のために提出} \\ \text{すべき普通株式数} & = & \text{した第二回優先株式の発行価額総額} \end{array} \div \text{転換価額}$$

発行株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

④当初転換価額

当初転換価額は47.4円とする。

⑤転換価額の修正

転換価額は、平成21年4月1日から平成25年3月31日まで、毎年4月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの間に、下記⑥で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記⑥に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の70%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記⑥により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%（以下「上限転換価額」という。ただし、下記⑥により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

⑥転換価額の調整

A. 当社は、第二回優先株式発行後、本号B.に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後転換価額} & = & \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \times \frac{1\text{株当たりの發行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \end{array}$$

B. 転換価額調整式により第二回優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 本号D. (ロ)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額をもって転換により} \\ \text{当該期間内に発行された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 本号D. (ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または新株予約権の行使によって発行される普通株式1株あたりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

C. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

D. (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号B. (ロ)ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

E. 当社は、本号B. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(イ) 株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑦ 転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都江東区東砂七丁目10番11号

⑧ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二回優先株式の株券が、上記⑦に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、第二回優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

- (5) 普通株式への強制転換（提出会社の決定による当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項の有無）

当社は、いつでも第二回優先株式を買い受け、または利益により消却することができる。また、第二回優先株式のうち、平成25年3月31日までに転換請求のなかった第二回優先株式は、平成25年4月1日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、第二回優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が50円を下回るときは、第二回優先株式は、第二回優先株式1株の発行価額を50円で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。上記により各第二回優先株主に対し発行される普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第235条第2項に定める株式分割または併合の場合に準じてこれを取扱う。

- (6) 期中転換または強制転換があった場合の取扱い

第二回優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、転換の請求または強制転換が4月1日から翌年の3月31日までになされたときは4月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

- (7) 議決権

第二回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第二回優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度の繰越利益剰余金が20億円を超える場合に、第二回優先株主に対して第二回優先配当金全額を支払う旨の議案が前事業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第二回優先株主に対して第二回優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

- (8) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第二回優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第二回優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

- (9) 単元株式数

単元株式数は定めていない。

- (10) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

- (11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したため。

- (12) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はない。

- (13) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はない。

（2）【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第1四半期会計期間 (平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	2,500,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	13,297,871
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	47.0
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	7,156,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	40,807,697
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	43.8
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	3,639

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月16日 (注)1	10,638	368,234	—	10,683	—	2,475
平成23年6月23日 (注)2	2,659	370,894	—	10,683	—	2,475
平成23年7月4日 (注)3	△2,500	368,394	—	10,683	—	2,475

(注) 1. 第二回優先株式の普通株式への取得請求権の行使により、普通株式が10,638,297株増加したものである。

2. 第二回優先株式の普通株式への取得請求権の行使により、普通株式が2,659,574株増加したものである。

3. 自己株式の消却決議により第二回優先株式が2,500,000株減少したものである。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしていく。

①【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二回優先株式 9,900,000	—	第二回優先株式の内容は (1) 株式の総数等 (2)発行済株式を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 193,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 347,014,000	347,014	(注)
単元未満株式	普通株式 489,348	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	357,596,348	—	—
総株主の議決権	—	347,014	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株(議決権の数12個)が含まれている。

②【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
自己保有株式 東洋建設㈱	大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号	193,000	—	193,000	0.06

(注) 発行済株式総数は、発行済普通株式数の総数である。

2【役員の状況】

該当事項はない。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	13,832	7,149
受取手形・完成工事未収入金等	35,175	23,700
未成工事支出金	4,045	5,736
販売用不動産	369	189
その他	9,849	6,467
貸倒引当金	△32	△32
流動資産合計	63,239	43,213
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	14,200	14,204
機械、運搬具及び工具器具備品	17,990	17,815
土地	23,432	23,433
建設仮勘定	129	327
減価償却累計額	△24,532	△24,526
有形固定資産合計	31,220	31,254
無形固定資産	201	189
投資その他の資産		
投資有価証券	2,448	2,367
その他	1,987	2,849
貸倒引当金	△329	△329
投資その他の資産合計	4,107	4,887
固定資産合計	35,529	36,331
資産合計	98,768	79,544

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	32,528	23,108
短期借入金	10,522	5,907
未成工事受入金	4,193	3,291
引当金	2,012	1,519
その他	6,693	3,643
流動負債合計	55,950	37,468
固定負債		
長期借入金	12,324	12,576
退職給付引当金	4,566	4,296
引当金	23	19
その他	3,824	3,814
固定負債合計	20,738	20,706
負債合計	76,689	58,175
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,683	10,683
資本剰余金	2,490	2,490
利益剰余金	5,950	5,317
自己株式	△13	△13
株主資本合計	19,110	18,477
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	97	51
土地再評価差額金	2,235	2,235
為替換算調整勘定	△68	△64
その他の包括利益累計額合計	2,265	2,223
少数株主持分	703	667
純資産合計	22,079	21,368
負債純資産合計	98,768	79,544

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高		
完成工事高	24,992	18,891
兼業事業売上高	675	354
売上高合計	25,667	19,246
売上原価		
完成工事原価	22,529	17,737
兼業事業売上原価	553	217
売上原価合計	23,083	17,955
売上総利益		
完成工事総利益	2,462	1,154
兼業事業総利益	121	137
売上総利益合計	2,584	1,291
販売費及び一般管理費	1,654	1,622
営業利益又は営業損失(△)	929	△331
営業外収益		
受取利息	5	3
受取配当金	12	12
その他	6	20
営業外収益合計	24	36
営業外費用		
支払利息	123	134
その他	126	130
営業外費用合計	249	264
経常利益又は経常損失(△)	703	△559
特別利益		
転身支援引当金戻入額	—	179
貸倒引当金戻入額	14	—
特別利益合計	14	179
特別損失		
災害による損失	—	67
投資有価証券評価損	10	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	9	—
その他	3	—
特別損失合計	23	68
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	694	△448
法人税、住民税及び事業税	50	49
法人税等調整額	323	△238
法人税等合計	374	△188
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	320	△259
少数株主損失(△)	△1	△35
四半期純利益又は四半期純損失(△)	321	△223

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	320	△259
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△52	△48
為替換算調整勘定	12	9
その他の包括利益合計	△39	△39
四半期包括利益	280	△298
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	281	△265
少数株主に係る四半期包括利益	△0	△33

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1. 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入金について保証を行っている。 ホテル朱鷺メッセ株 101百万円 全国漁港・漁村振興漁業協同組合 連合会 17 <hr/> 計 119 また、下記の会社の住宅分譲前金保証を行っている。 宝交通株 19百万円	1. 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入金について保証を行っている。 ホテル朱鷺メッセ株 101百万円 全国漁港・漁村振興漁業協同組合 連合会 17 <hr/> 計 119
2. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 1,377百万円 受取手形裏書譲渡高 56百万円	2. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 受取手形割引高 875百万円 受取手形裏書譲渡高 7百万円
3. コミットメントライン 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関8社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結している。 コミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりである。 コミットメントライン契約の総額 12,000百万円 借入実行残高 4,000 <hr/> 差引額 8,000	3. コミットメントライン 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関8社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結している。 コミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりである。 コミットメントライン契約の総額 12,000百万円 借入実行残高 — <hr/> 差引額 12,000

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における売上高に比べ、第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動がある。	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	250百万円	246百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	173	0.5	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
	優先株式	66	6.725	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	347	1.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
	優先株式	62	6.275	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内 土木	国内 建築	海外 建設	不動産	計				
売上高									
外部顧客への売上高	15,456	6,046	3,488	640	25,632	34	25,667	—	25,667
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	1	—	32	33	13	47	△47	—
計	15,456	6,048	3,488	672	25,665	48	25,714	△47	25,667
セグメント利益又は損失(△)	858	△73	79	68	933	△4	929	—	929

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、損害保険代理店業及び物品の販売・リース事業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内 土木	国内 建築	海外 建設	不動産	計				
売上高									
外部顧客への売上高	8,621	7,872	2,398	322	19,214	32	19,246	—	19,246
セグメント間の内部売上高又は振替高	16	91	—	32	140	7	148	△148	—
計	8,637	7,964	2,398	354	19,355	40	19,395	△148	19,246
セグメント利益又は損失(△)	△393	△240	224	85	△324	△6	△331	—	△331

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、損害保険代理店業及び物品の販売・リース事業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△)	0円93銭	△0円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△) (百万円)	321	△223
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△) (百万円)	321	△223
普通株式の期中平均株式数 (千株)	347, 440	351, 934
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	0円80銭	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	55, 369	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失金額であるため記載していない。

(重要な後発事象)

当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月 30日)

該当事項はない。

2 【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月4日

東洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉 隆
業務 執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉
業務 執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋建設株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月9日
【会社名】	東洋建設株式会社
【英訳名】	TOYO CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 毛利 茂樹
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	東洋建設株式会社 本社 (東京都江東区青海二丁目4番24号) 東洋建設株式会社 東関東支店 (千葉市中央区院内一丁目12番8号) 東洋建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区山下町25番地15) 東洋建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目17番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 毛利 茂樹は、当社の第92期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。